

2020年度愛知県ゴルフ連盟主催競技は（公財）日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（2019年1月施行）と、このローカルルールを適用する。  
これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認すること。下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jpで閲覧可）。  
別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは2罰打）。

## ローカルルール

### 1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まつた球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まつたとしてもアウトオブバウンズである。

### 2. ペナルティーエリア（規則17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まつたことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。

#### ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

### 3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則16）

#### (a) 修理地

- (1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域
- (2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。  
プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合
  - (i) ジェネラルエリアの球：  
そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。
  - (ii) パッティンググリーン上の球：  
そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。
- (3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤードマーク用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤードマーク用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

#### (b) 動かせない障害物

- (1) 白線の区域と動かせない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。

- (3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。
- (4) コース内の防球ネット（金網）が動かせない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。
- (5) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。
- (6) 人口の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

#### 4. 不可分の部分

次の物は不可分の物であり、罰なしの救済は認められない。

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

#### 5. 恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次のように修正する：

プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外：高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

#### 6. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 ローカルルールのひな型 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 16.1c (2)、17.1d (2)、19.2b、19.3b）が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていかなければ適用する。

#### 7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルールG-9

規則 4.1b (3) は次のように修正される

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中（プレーの中止中を含む）にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b (4) に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c (1) の処置を使用してすぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰は規則 4.1b 参照

#### 8. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバー・ヘッドラスト；ローカルルールひな型 G-1 を適用する：

プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R & A が発行する最新の適合ドライバー・ヘッドラストに掲載しているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

例外：1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。

- (b) 適合球リスト；ローカルルールひな型 G-3 を適用する：

ストロークを行うときに使用する球は R & A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰：失格

注：上記(a)及び(b)の更新されたリストは [www.jga.or.jp](http://www.jga.or.jp) あるいは [www.randa.org](http://www.randa.org) で閲覧できる。

## 9. 險悪な気象状況によるプレーの中止（規則 5.7）

危険な状況のためにプレーの中止、または通常の中止はサイレンによって伝えられる。

どちらの場合も、プレーの再開はサイレンによって伝えられる。

次の信号がプレーの中止と再開に使われる：

差し迫った危険のための即時中断 1回の長いサイレン（10秒～15秒）

危険な状況ではない中断 3回の連続する短いサイレン

プレーの再開 2回の連続する短いサイレン

5秒間鳴らして1秒弱間  
隔を空けてまた5秒間鳴  
らすを繰り返す。

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

## 10. 練習（規則 5）

(a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：

「プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。」

規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。」

(b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くでの練習

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：

「2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。」

## 11. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

## 12. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技の条件」で定められる参加資格の条件を満たしていかなければならない。

## 13. スコアカードの提出（規則 3.3b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されることになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

## 14. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定められるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

## 15. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

## 16. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議（再開、予備日など）するものとする。

## 17. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

## 注意事項

1. ローカルルールに追加変更のある場合は掲示板（ホームページ含む）、スタートホールのティーアイングエリア付近に告示する。
2. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。
4. 練習は指定練習場で行い、打撃練習場では備え付けの球を使用すること。  
スタート前の練習は1人1コイン20球を限度とする。
5. ティーマーカーは青マークとする。
6. プレー中、帽子（バイザー可）を着用すること。
7. 愛知県ゴルフ連盟並びに会場クラブの服装規定を順守すること。服装規定に違反がある場合、競技委員会は競技者の参加資格を取り消すことができる。
8. コース内は携帯電話の使用は禁止する。

追記 1. クラブハウス・朝食は、午前6時00分よりオープン。  
2. 練習場は、午前6時00分よりオープン。  
3. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。  
**尚、サブバックの使用は禁止する。**

競技委員長 鈴木文男